

J-Font.com 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、シヤチハタ株式会社（以下「当社」といいます）が、株式会社白舟書体（以下「白舟」といいます）から包括的なフォントの利用許諾を受けて提供する本サービス（内容は第1条第5号記載のとおりです。以下同じ）の提供条件及び当社とユーザーとの間の権利関係が定められています。

本サービスのご利用に際しては本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。なお、ユーザーが本サービスの利用を開始した時点をもって本規約に同意をしたものとみなします。

第1章 総則

第1条 （定義）

本規約において用いる用語の定義は以下に定めるとおりとします。

- (1) 「当社サイト」とは、当社が管理・運営するウェブサイトであり、ドメインに「j-font.com」の文字列を含むウェブサイト进行意味します。
- (2) 「利用契約」とは、当社とユーザーとの間で締結する、本サービスに関する利用契約を意味し、本規約もこれに含まれます。
- (3) 「登録希望者」とは、本サービスの利用を希望し、登録の申込みを行い又は登録の申込みを行おうとする個人又は法人であって、日本国内に住所がある者を意味します。
- (4) 「ユーザー」とは、登録希望者のうち、第4条の規定に基づき、当社が本サービスの利用者としての登録を承諾した個人又は法人を意味します。
- (5) 「本サービス」とは、当社が当社サイトを通じて提供する包括的なフォント提供サービス「J-Font.com」を意味します。
- (6) 「白舟フォント」とは、当社が白舟より包括的な利用許諾を受け、本サービス上においてユーザーに対して提供する画面表示用フォントを意味します。
- (7) 「デバイス」とは、ユーザーが管理する、当社が白舟フォントの動作を確認しているオペレーティングシステム、その他環境を意味します。
- (8) 「販売会社」とは、当社から本サービスの販売代理に関する権限を付与された正規販売会社を意味します。
- (9) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）を意味します。
- (10) 「登録事項」とは、ユーザーが本サービスの登録に際し当社に対して提供したユーザー本人の情報を意味します。

第2条 （適用）

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社とユーザーとの権利義務関係を定めることを目的とし、ユーザーと当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が当社サイト上で掲載する本サービスの利用に関する条件は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の内容と、前項の条件その他本規約外における本サービスの説明等（以下「条件等」といいます）とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
4. 利用契約は、ユーザーが申込みを行った時点で当社が提供する本サービスのみならず、アップデート又は新バージョン化された本サービスにも併せて適用されるものとします。

第3条 （変更）

1. 当社は、当社の判断において、いつでも本規約の内容を変更又は追加できるものとします。変更後の利用規約は、当社サイト上に掲示し、又は当社の定める方法によりユーザーに通知します。
2. ユーザーは、変更後の本規約に同意しない場合には、本サービスの利用を中止するものとし、ユーザーが本規約の変更後も本サービスの利用を継続する場合、当該ユーザーは変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第4条 （登録）

1. 登録希望者は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社が定める方法で登録情報を当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
2. 当社は、当社の基準に従って、前項に基づいて登録申請を行った登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を当社所定の方法にて当該登録希望者に通知します。登録希望者のユーザーとしての登録は、当社が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。
3. 前項に定める登録の完了時に、利用契約がユーザーと当社との間に成立し、ユーザーは本サービスを本規約に従い利用することができるようになります。
4. 当社は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 当社に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合
 - (3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合
 - (4) 登録希望者が過去、当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - (5) 第25条に定める措置（利用停止・解除等）を受けたことがある場合
 - (6) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合
5. 前項第2号の場合、当社は、未成年者が本規約に同意して、本サービスの申込みを行った場合には、法定代理人の同意があったものとみなします。

第5条 （登録事項の変更）

1. ユーザーは、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。
2. 当社は、ユーザーが前項の通知を怠ったことにより、ユーザー並びに第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第6条 （アカウント）

1. 当社は、登録希望者が登録に完了した後、ユーザーに対してユーザーID及びパスワード（以下「アカウント」といいます）を発行します。
2. ユーザーは、自己の責任において、本サービスに関するアカウントを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
3. アカウントの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任はユーザーが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は、アカウントの発行後に行われた本サービスの利用行為については、すべてユーザーに帰属するものとみなすことができます。
5. 前2項の場合、ユーザーは、本サービスの利用料を含む当社が被った全損害を賠償しなければならないものとします。

第2章 本サービスの提供

第7条 (本サービスの提供)

ユーザーは、当社が本サービスを通じて提供する白舟フォントを、本規約などにより当社が定める条件のもとで利用することができます。

第8条 (ライセンスの範囲)

1. 当社は、白舟より許諾を受け、ユーザーと当社との利用契約期間中に限り、利用契約に定める条件にしたがって、白舟フォントをデバイスにインストールし、使用することができる非独占的権利（以下「ライセンス」といいます）を、ユーザーに許諾します。
2. ユーザーは、白舟フォントを使用するデバイスの台数分のライセンスを取得する必要があります。
3. ユーザーは、利用契約が終了した場合には、白舟フォントをデバイスより直ちに削除するものとし、当社所定の方法により削除の証明を行うものとしします。
4. 白舟フォントの利用については、商用・非商用を問わず、当該使用用途に応じ、本規約第4章の各節の規定が適用されるものとしします。

第9条 (白舟フォントの管理)

1. ユーザーは、白舟フォントがインストールされたデバイスの台数を記録し、契約されたライセンス数を超えて白舟フォントが使用されないように、管理するものとしします。
2. 当社は、利用契約期間中白舟フォントの管理状況、あるいは所在を確認する問い合わせを行うことができるものとし、その場合、ユーザーは、その管理状況、所在を当社へ電子メールにて3営業日以内に報告するものとしします。
3. 当社は、利用契約期間中及びその終了後2年を経過するまで、利用契約の遵守を確認するために、ユーザーによる本サービスおよび白舟フォントの使用状況を検査する権利を有するものとしします。
4. ユーザーは白舟フォントの管理を厳格に行うものとし、ユーザーに提供された白舟フォントまたはその複製物を用いて、法律または利用契約で禁止されている行為が行われた場合は、当該行為はユーザー自身の行為とみなされるものとしします。
5. 万一、白舟フォントの不正使用が発見された場合、1フォントにつき、当該白舟フォントのパッケージ製品の希望小売価格に不正使用されていたデバイスの台数を乗算し違約金として請求するものとしします。

第10条 (白舟フォントの無効化)

1. 当社は、権利保護を目的として、あらかじめ白舟フォントに技術的無効化手段を設定できるものとし、利用契約が終了した場合には、ユーザーがデバイスにインストールした白舟フォントを無効化する権利を有するものとしします。
2. ユーザーは、当社、白舟又は当社の委託を受けた第三者が、権利保護を目的として白舟フォントにあらかじめ設定した無効化手段を解除、無効化する行為、当該行為の方法の公開、または前記方法を用いて白舟フォントを複製、変形もしくは翻案、改変または使用してはなりません。
3. 当社は、白舟フォントが利用契約により許諾される範囲で使用されるために、如何なる無効化手段その他の手段をも適時追加することができるものとしします。

第3章 本サービスに共通する条項

第11条 (利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料は、当社が運営するウェブサイトへの掲示、当社又は販売会社が提示する資料への記載等当社所定の方法でユーザーに示すものとします。

第12条 (電気通信回線)

1. ユーザーが使用する端末機器から当社サイトに接続する電気通信回線は、ユーザー自身の責任と費用負担において、確保、維持されるものとし、当社は一切の責任を負いません。
2. ユーザーは、本サービスを利用するにあたり必要となる一切の通信費用を負担するものとします。

第13条 (データの入力・管理)

1. ユーザーは、本サービスにより出力された情報は、ユーザーが入力した情報に基づく内容であることを理解し、ユーザーが入力した情報の適法性、正当性、真実性についてすべての責任を負うものとします。
2. ユーザーは、本サービスの利用に関連して入力、提供または伝送するデータ等について、必要な情報は自己の責任で保全しておくものとします。

第14条 (個人情報の管理)

当社は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報法」といいます）をはじめとする法令・諸ガイドラインに基づき、当社プライバシーポリシーを策定しています。本サービスを通じて当社に提供されるユーザーの個人情報（個人情報法第2条第1項に規定）については、当社プライバシーポリシーに則り、適正に取得され、また利用目的の範囲内で利用されます。

【当社プライバシーポリシーの表示】

<https://www.shachihata.co.jp/policy/index.php>

第15条 (遅延損害金)

ユーザーが、本サービスの利用料金等を所定の支払期日が過ぎてもなお支払わない場合、ユーザーは当社に対し、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として、支払うものとします。

第16条 (委託)

当社は本サービスの提供に関する業務の全部もしくは一部をユーザーの承諾なしに、第三者に委託することができます。ただし、その場合、当社は責任をもって委託先を管理するものとします。

第17条 (禁止行為)

ユーザーは、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令又は本規約その他本サービスに関する契約類に違反する行為またはそのおそれがある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のユーザーの利用を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (4) 本サービスを構成するハードウェアまたはソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
- (5) 本サービスの提供を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (6) 本サービスを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリング、デコンパイルその他ソースコードを入手しようとする行為
- (7) 他人のアカウントを使用する行為またはその入手を試みる行為
- (8) 他のユーザーのデータを閲覧、変更、改竄する行為またはそのおそれがある行為

第 18 条 (知的財産権等)

1. 白舟フォントの字母およびプログラムその他一切の白舟フォントを構成する要素の知的財産権は、白舟に帰属するものとします。
2. 本サービス上のコンテンツおよび当社サイトその他本サービスを構成する有形・無形の構成物（ソフトウェアプログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメント等を含む）に関する一切の知的財産権等は、当社または白舟その他当社に利用を許諾した第三者に帰属します。
3. ユーザーは、本利用契約期間中および本利用契約終了後においても、白舟フォントを使用して作成したロゴについて、白舟の事前の書面による同意を得ないで、商標登録または意匠登録の出願をすることはできません。

第 19 条 (侵害の場合の責任)

1. 本サービスの利用に関して、第三者からユーザーに対して知的財産権にかかるクレーム、紛争、その他の請求（以下「クレーム等」といいます）が発生した場合、ユーザーはただちに当社に書面で通知するものとします。
2. 当社は、かかるクレーム等の発生が当社の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、本サービスの利用に関してユーザーと第三者との間で生じたクレーム等に関し一切の責任を負わないものとします。また、当社の責めに帰すべき事由に基づきクレーム等が発生した場合であっても、ユーザーが前項の規定に反し当社にクレーム等の発生を速やかに通知しない等の事由により、当社が適切な防御を行う機会を逸することになった場合は、当社は当該クレーム等に関して一切の責任を負わないものとします。

第 20 条 (動作の保証)

1. 当社は、白舟フォントに関する著作権（著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む）その他一切の知的財産権は白舟に帰属すること、当社が白舟により白舟フォントの使用及び再許諾を許諾されていることを保証します。
2. 当社は、白舟フォントがデバイス上で正常に動作することを保証します。但し、ユーザーがデバイスに当社が認める以外のソフトウェアをインストールした場合については、保証の限りではありません。
3. 当社は、デバイス上で白舟フォントが動作しなかった場合は、速やかにその不具合に対処するものとします。あるいは、デバイスのハードウェアの性能の向上、オペレーティングシステムの仕様変更により白舟フォントが動作しない場合は、対処予定計画をユーザーに通知し対処するものとします。
4. 本条 2 項および 3 項の保証にもかかわらず、白舟フォントがデバイスで動作しない場合、当社はユーザーに本サービスに関して支払った金額をユーザーに返還します。但し、返還する金額は、各年の支払い済み金額のうち、使用が不可能になった期間に対する金額とします。

第 21 条 (保証の制限)

1. 当社は、本サービスがユーザーの特定の利用目的に合致することや、特定の結果の実現を保証するものではありません。
2. 当社は、前条に定める以外に、法律上の請求原因の如何または明示、黙示を問わず、商品性、品質、特定目的適合性、権利非侵害その他について一切の保証責任を負わないものとします。
3. 当社は、ユーザーがあらゆるオペレーティングシステムおよびウェブブラウザにおいて本サービスを良好に利用することができることを保証するものではなく、またそのような保証をするための動作検証および改良対応等を行う義務を負うものではありません。
4. 当社は、本サービスの提供に際しては、不具合等が存在しないよう最大限努力を行いますが、本サービスは現状のまま提供されるものであり、当社は、本サービスの不具合の不存在を保証するものではありません。

第 22 条 (免責及び損害賠償の制限)

1. 当社は、本規約の各条項に従って制限された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとします。当社は、本規約の各条項において保証しないと

している事項、責任を負わないとしている事項、ユーザーの責任としている事項については、一切の責任を負いません。

2. 当社の責めに帰すべき事由によって本サービスに関してユーザーに損害が生じた場合であっても、当社に故意または過失がある場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。
3. 前項の場合において当社が負う賠償責任の範囲は、ユーザーに実際に生じた直接的かつ現実の損害に限定され、損害賠償の額は責任発生時から遡って過去12カ月間において、ユーザーが本サービスのために実際に当社に支払った総額を上限とします。

第23条 (本サービスの休止)

1. 当社は、定期的にまたは必要に応じて、保守作業のために、本サービスを一時的に休止することができるものとします。
2. 当社は、保守作業を行う場合には、事前にユーザーに対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合には、事前の通知をすることなく本サービスを休止し、事後速やかにユーザーに通知するものとします。
3. 第1項に定めるほか、当社は、第三者による妨害行為等により本サービスの継続がユーザーに重大な支障を与えるおそれがあると判断される場合、その他やむを得ない事由がある場合にも、本サービスを一時的に休止することができるものとします。
4. 当社は、本条に基づいてなされた本サービスの休止によってユーザーに生じた不利益、損害について責任を負いません。

第24条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、本サービスの一部または全部を何時でも廃止できる権利を有します。
2. 本サービスの一部または全部を廃止する場合、当社は廃止する3か月以上前に当該サービスのユーザーに対して通知を行います。
3. 当社が予期し得ない事由または法令・規則の制定・改廃、天災等のやむを得ない事由で、サービスを廃止する場合において3か月以上前の通知が不能な場合であっても、当社は可能な限り速やかにユーザーに対して通知を行います。
4. 本条に定める手続に従って通知がなされたときは、当社は本サービスの廃止の結果について何ら責任を負いません。

第25条 (当社による利用停止・解除)

1. 当社は、ユーザーが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、ユーザーへの催告を要することなく本サービスの提供を停止し、又は利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
 - (1) 当社の事業に支障を与える行為を行った場合
 - (2) 法令、条例、その他規則等又は利用契約に違反した場合
 - (3) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てが行われた場合
 - (4) 解散もしくは事業の全部を譲渡し、またはその決議がなされた場合
 - (5) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
 - (6) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
 - (7) 第4条第4項各号に掲げる事由の一つがある場合
2. 当社は、ユーザーが利用契約等に違反し、またはユーザーの責めに帰すべき事由によって本サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生し(以下「違反等」といいます)、当該違反等について、書面による催告をしたにもかかわらず14日以内にこれを是正しないときは、利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。

第26条 (契約終了後の処理)

1. ユーザーは、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、ただちに本サービスの利用を終了し、以後、本サービスを利用することはできません。

2. 利用契約で特に定める場合を除き、当社は、ユーザーより支払われた本サービスの利用料金等につき、いかなる事由が生じても返還しないものとします。
3. 当社は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、本サービスに格納された一切のデータを契約終了日から30日以内に消去することができるものとします。
4. 当社は、本条に基づいてデータを消去したことによってユーザーに生じた損害を賠償する義務を負わないものとします。

第27条 (通知)

本サービスに関する通知その他本規約に定める当社からユーザーに対する通知は、電子メールによる方法その他当社の定める方法によって行うものとします。通知は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとします。

第28条 (利用契約の契約上の地位の譲渡等)

1. ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約の契約上の地位を第三者に承継させ、または利用契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとします。
2. 当社は本サービスに係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびにユーザーの登録事項その他の顧客情報等を事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお本項に定める事業譲渡には、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第29条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効又は執行不能と判断された既定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第30条 (不可抗力)

当社は、天災、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力によって本サービスの履行が妨げられた場合には、利用契約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によってユーザーに生じた損害について一切の責任を負担しません。

第31条 (利用契約期間)

本利用契約は、第4条第3項の完了時点から成立し、契約期間満了日または当社による解除等によって終了するまで有効とします。なお、本利用契約は、ユーザーが本利用契約の更新を拒絶した場合だけでなく、契約期間満了日までに本利用契約の更新の手続が完了しない場合にも、契約期間満了日をもって終了します。

第32条 (秘密保持)

ユーザーは、本利用契約に関連して当社がユーザーに対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱うものとします。

第33条 (ユーザーの義務)

ユーザーは、その故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第34条 (協議)

本規約の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第35条 (準拠法および裁判管轄)

利用契約に関する事項については、日本法を準拠法とし、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第4章 白舟フォントの利用

第1節 白舟フォント利用に関する総則

第36条 (使用許諾範囲)

1. ユーザーは、次の目的に関して、本節に定める条件の範囲内で、白舟フォントを使用することができます。
 - (1) 広告、カタログ、チラシ、DM、POP等の紙媒体印刷物
 - (2) 雑誌、書籍等の出版物
 - (3) 不特定多数の第三者が閲覧、プリントのみ可能なPDFファイル
 - (4) 看板（電飾含む）、のぼりなどの屋外広告
 - (5) 印鑑、スタンプなどでのデザイン
 - (6) 商品パッケージ、商品ラベルなどでのデザイン
 - (7) ステッカー、Tシャツ、ノベルティグッズなどでのデザイン
 - (8) キャンペーンタイトル等のロゴ
 - (9) ホームページ、Webバナーなどの画像やベクターデータの一部に使用
 - (10) ソフトウェアのGUI等で、文章変更ができない文字列の表示を行うこと
 - (11) 動画や画像などのデジタルコンテンツを構成する一部として、アウトラインや画像を組み込むこと
 - (12) 電子書籍へサブセットフォントもしくは画像を組み込み、ユーザーが電子書籍の制作時に用意した文章を表示すること
2. ユーザーは、次の各用途での使用に関して、本節に定める条件に加え別途第2節及び第3節で定める条件の範囲内で、白舟フォントを使用することができます。
 - (1) ゲーム・遊技機（ぱちんこ、パチスロ）用ソフトウェア用途での使用
本章第2節「ゲーム・遊技機用途使用に関して」記載の条件
 - (2) 放送・番組製作・映像製作用途での使用
本章第3節「放送・番組製作・映像製作用途に関して」記載の条件

第37条 (禁止事項)

1. ユーザーは、ユーザーが契約したデバイス以外に、白舟フォントをコピー・複製することはできません。
2. ユーザーは、白舟フォントを当社の許可なく第三者に譲渡、貸与、再利用許諾することはできません。
3. ユーザーは、白舟フォントをインストールしたデバイスのファイルサーバー機能、ファイル共有機能等を使って、白舟フォントのファイルを他のデバイスへ公開、共有させることはできません。
4. ユーザーは、白舟フォントをレンダリングサーバーにインストールして使用することはできません。
5. ユーザーは、白舟フォントの文字形状を有したまま、第三者にアウトライン・画像を使用させる目的で販売・頒布することはできません。ただし、一般的なデザイン等の業務における成果物の納品はこれには該当しません。
6. ユーザーは、白舟フォントの翻訳、改変あるいは翻案等を行うことはできません。
7. ユーザーは、白舟フォントを基にして作られた改変フォント（フルセット、サブセットを問わない）を新たな文字セットとして商品化することはできません。
8. ユーザーは、白舟フォントを汎用オペレーティングシステム、汎用携帯端末用汎用オペレーティングシステム等、当社の指定しないハードウェア・ソフトウェアのフォントとしてインストールすることはできません。
9. ユーザーは、白舟フォントの著作権表示及び登録商標表示を除去したり、不明確にしたりすることはできません。
10. ユーザーは、本章に定める商業使用許諾を第三者に代わって取得することはできません。
11. ユーザーは、白舟フォントを日本国外で使用することはできません。

第 38 条 (社名、権利表記)

ユーザーは、ユーザーの製品・作品に白舟フォントを使用した場合、製品内・クレジットロール・Web サイト・マニュアル、その他カタログ等において、ユーザーが白舟フォントを使用していることを明示することができるものとします。

表示例：「本製品では、株式会社 白舟書体のフォントを使用しています。」

「協力：株式会社 白舟書体」

「Special Thanks : Hakusyu Fonts co.,Ltd.」

「The font used on this product is provided by Hakusyu Fonts co.,Ltd.」

第 39 条 (契約終了後の取扱)

当社は、利用契約の有効期間が終了した場合の、利用契約に基づきすでに製作、販売されている成果物については、その運用、販売を妨げないものとします。

第 40 条 (協議)

1. 利用契約に定めのない事項、または利用契約の解釈について疑問が生じた事項は、当社とユーザーとの間で協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。
2. ユーザーが、利用契約によって適用されない使用方法を希望する場合、当社とユーザーとの間で協議の上、別途ライセンス契約等を締結するものとします。

第 2 節 ゲーム・遊技機用途使用に関して

第 41 条 (ゲーム・遊技機用途使用に関する使用許諾範囲)

1. 当社はユーザーに対し、ユーザーのゲームおよび遊技機（ぱちんこ・廻胴式遊技機）のソフトウェア中に白舟フォントを次の各号のように使用し、および使用したユーザーのソフトウェアを製造・販売する権利（製造・販売を許諾する権利を含む）を許諾します。
 - (1) 白舟フォントを画像やテキストチャとして使用する場合。
 - (2) 白舟フォントをアウトライン形式として使用する場合。
 - (3) ユーザーのソフトウェアに、白舟フォントをバンドルし（フルセット、サブセット含む）、下記の用途で使用する場合。ただし、ユーザーは、ソフトウェアの利用者が白舟フォントをソフトウェア以外で使用できず、分離・抽出することができないよう、暗号化等の処置を施すものとする。
 - ア. ユーザーのソフトウェアに直接組み込まれているメッセージ、文章、単語等を表示する場合。
 - イ. ユーザーのソフトウェアに直接組み込まれていないメッセージ、文章、単語等を外部から取得し表示する場合。
 - ウ. ユーザーのソフトウェアの利用者が、ソフトウェア内で文字入力や文書編集に使用する場合。
2. ユーザーのソフトウェアのタイトル数や販売本数および販売地域（日本国内および海外）は限定しません。
3. ユーザーは、ユーザーのソフトウェアの動作画面を、プロモーション等の販売推進活動の目的で使用、配布することができます。
4. ユーザーのソフトウェアの機能や意図によらない、ソフトウェアの利用者によって白舟フォントを使用したソフトウェアの動作画面が、新たな画像や動画等としてハードコピーされること（キャプチャー・スクリーンショット機能等）に関しては、ユーザーの責任とはみなしません。
5. 本条の使用許諾範囲は、ゲームおよび遊技機のソフトウェアに限り許諾されるものであり、その他アプリケーションソフトウェアには許諾されません。

第3節 放送・番組製作・映像製作用途に関して

第42条 (放送・番組製作・映像製作用途に関する使用許諾範囲)

1. 当社はユーザーに対し、ユーザーが白舟フォントを次の各号のように使用した番組・映像を日本国内にて放映・販売する権利を許諾します。
 - (1) 白舟フォントをテロップやスーパーインポザーを用いて使用する場合。
 - (2) 白舟フォントをフリップや大道具・小道具に出力して使用する場合。
 - (3) 3DCGのテクスチャや素材として使用する場合。
2. ユーザーの意図によらない、ユーザーの番組・映像の視聴者によって白舟フォントを使用した番組・映像が新たな画像や動画等としてハードコピーをされることに関しては、ユーザーの責任とはみなしません。
3. ユーザーは、ユーザーの製作するタイトル・業務毎ではなく、本条に基づき許諾された同一条件で、ユーザーの番組・映像に白舟フォントを使用することができます。
4. ユーザーは、本条1項の使用方法で利用契約期間中に制作された番組・映像について、再放送・DVD化・Blu-ray化・インターネット放送等の方法で再販売することができます。

2019年3月14日制定